

令和7年8月13日

宮崎ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和7年8月8日、宮崎市のエムアール交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、宮崎ブロック（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（5割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 要請者

事業者名：エムアール交通株式会社

住 所：宮崎県宮崎市永楽町144番地

2. 運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	1. 0kmまで 700円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	1. 5kmまで 770円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃
普通車	265mまで 100円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	263mまで 80円

（※1）宮崎ブロック（運賃が適用される地域）

宮崎県全域

（※2）宮崎ブロック 事業者数及び車両数（令和7年8月8日現在）

事業者数：35者

車 両 数：1,697両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、榎田

電 話092-472-2527



九州運輸局